

安全衛生管理規程

株式会社ひらせいホームセンター

株式会社ひらせいトータルインテリアハウス

安全衛生管理規程

(目的)

第1条 この規程は就業規則及び法令に基づき、会社における安全衛生活動の充実を図り、労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を明確にし、従業員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とします。

(組織)

第2条 安全及び衛生管理の統括責任者は人事部長とします。

2. 人事部長の下に衛生管理室を置き、本社及び各店の安全及び衛生管理を推進します。
3. 労働安全衛生法及び法令に基づき、本社及び各店に衛生管理者、衛生推進者、産業医、衛生委員会を置くものとします。

(衛生管理者)

第3条 衛生管理者は50人以上の社員を有する各店に置くものとします。

2. 衛生管理者は、都道府県労働基準局長の免許を受けた者その他労働省令で定める資格を有する者のうちから選任し、衛生管理室が所轄労働基準監督署長及び人事部長に報告します。
3. 衛生管理者の職務は以下のものとします。
 - (1) 職場を巡視し衛生上の点検、改善
 - (2) 健康障害防止のための措置
 - (3) 衛生教育
 - (4) 健康診断の実施
 - (5) 健康の保持増進のための措置
 - (6) その他災害を防止するために必要な措置

(衛生推進者)

第4条 衛生推進者は10人以上50人未満の社員を有する各店に置くものとします。

2. 衛生推進者は労働省令で定める資格を有する者のうちから選任し、衛生管理室が所轄労働基準監督所長及び人事部長に報告します。
3. 衛生推進者の職務は衛生管理者と同様とします。

(産業医)

第5条 産業医は50人以上の社員を有する各店に置くものとします。

2. 産業医は労働省令で定めるところにより、医師のうちから選任し、衛生管理室が所轄労働基準局長及び人事部長に報告します。
3. 産業医の職務は以下のものとします。
 - (1) 健康診断の実施その他の健康管理
 - (2) 衛生教育その他の医学的措置
 - (3) 健康障害の原因調査などの医学的措置
 - (4) 職場などの巡視による勧告

(衛生委員会)

第6条 衛生委員会は50人以上の社員を有する各店に置くものとします。

2. 衛生委員会の組織は以下のものとします。
 - (1) 本社衛生委員会の委員長は人事部長とし、委員は本社職員を代表する者、産業医、衛生管理者で構成されるものとします。
 - (2) 各店衛生委員会の委員長は各店店長とし、委員は各店職員を代表する者、産業医、衛生管理者で構成されるものとします。
3. 衛生委員会は1ヶ月に1回以上開催するものとします。
4. 衛生委員会の任務は以下のものとします。
 - (1) 衛生に関する規程の作成
 - (2) 衛生教育の実施計画
 - (3) 健康診断の実施措置
 - (4) 行政機関から受けた命令の対策
 - (5) 議事録の作成
 - (6) その他衛生に関するもの

(その他)

第7条 この規程で別段定めのない事項は、労働安全衛生法及び法定の定めに基づくものとします。

付 則

1. この規程は平成29年10月1日より施行します。